

小松税務署が一齐に督促状を送付

「収支内訳書は強要されて出すものではありません」

5月はじめ小松税務署が、今年の確定申告の際に「収支内訳書」を提出していなかった納税者に「収支内訳書の提出について」という督促文書を送付。文書では「お願い」といいつつ「提出しなければなりません」と囲みで示しています。

会員の皆さんからも昨日までに10人余から連絡がありました。中には、数年ぶりに届いたので心配している方も。

「収支内訳書添付がなくても申告書は有効」

収支内訳書は、提出なしでも罰則はありません。所得税法では、白色申告書に収支内訳書添付が決められていますが、添付してなくても罰則はなく、また1984年の101国会では「小零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」という付帯決議を行っています。

会員のAさんに届いた文書では、確定申告書への問い合わせにくっつけて終始内訳書の提出と、「医療費に関して内容のわかるものごとを税務署に持ってくるように」との通知になっていました。(文書はよく読みましょう。収支内訳書以外にAさんのように具体的な事項を書いている場合もあるので)

Aさんは、「私は、税務署作成の収支内訳書にそった集計をしているわけではない。毎月毎月の収支はきちんと記帳しているが、税務署のつくった科目ごとの分類をして集計すると二重、三重に手間がかかる。この忙しいのにそんなことやってられない。そもそも、こんな二重の手間をかけさせ、枠にはめて従わせようというやり方はけしからん。」と話していましたが、そのとおりです。

この督促は、消費税の免税点が年間売上1000万円に引き下げられた、2003年以降、毎年送付されています。消費税調査のための売上把握が目的です。「収支内訳書」の提出は、税務署に強制されて行うものではなく、納税者が自主的に決めるものです。

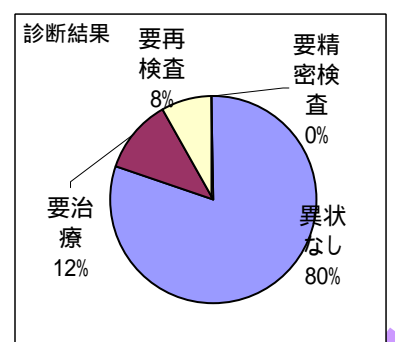
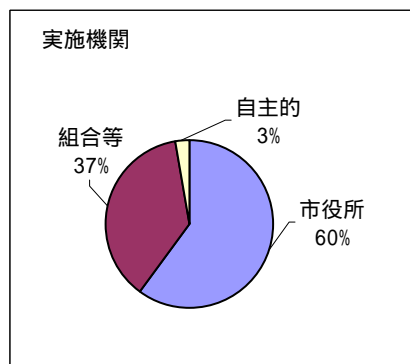
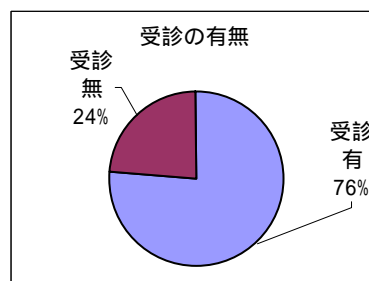
体は「資本」、健康は「推進力」
健康診断はきちんと受けよう

- 健康診断アンケート中間集計 -

4月末から「健康診断アンケート」を行っているます。これまでのところ76%の会員さんは昨年健康診断を受けています。残る25%の会員さんは、「忙しいから」「病気が見つかったら困るので」「去年からややこしくなったと聞いたので」などの理由。国民健康保険税の滞納なども理由の中にあるようです。

中小業者にとって体は商売の資本(もとで)、健康はその推進力。昨年からはまった特定健診の制度は問題

もありますが、健康で商売を推し進めていく上で、健康診断を受け、早期発見、治療も大事です。



小松民商が通信賞「継続賞」を受賞(08年度第4期度分。毎週『まいどさん』を送信しています)

今号には、5p下欄『北から南から』にカラオケ大会の記事が掲載されています。



6月 民商総会、全商連共済会総会の成功へ向けて

5月の新会員さん)

小松市大島町で工房喫茶(プリザーブドフラワー(長期保存が可能な花)販売・教室、喫茶店)のMYさん。今月23日オープンです。ぜひお立ち寄り下さい。

《会員同士の助け合い「共済」》

(加入を検討してくれている方)

小松北支部 Tさん: 医者にかかっている場合や、持病のある場合は加入できないと思っていたが、説明を聞いて検討中。

能美支部 Mさん: 昨年春の入会者。あらためて説明し、どんな事故・病気でも年間120日まで何回入院しても見舞金ができるなら、と加入約束。

小松南支部: TKさん: 昨年進めたが保留。事務局の体験、この際会員同士の付き合い、助け合いに参加をの話を、加入OKへ。